

## 6 障害者総合支援法に基づくサービス

### ① 障害福祉サービス

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑩ TEL (0866) 92-8269

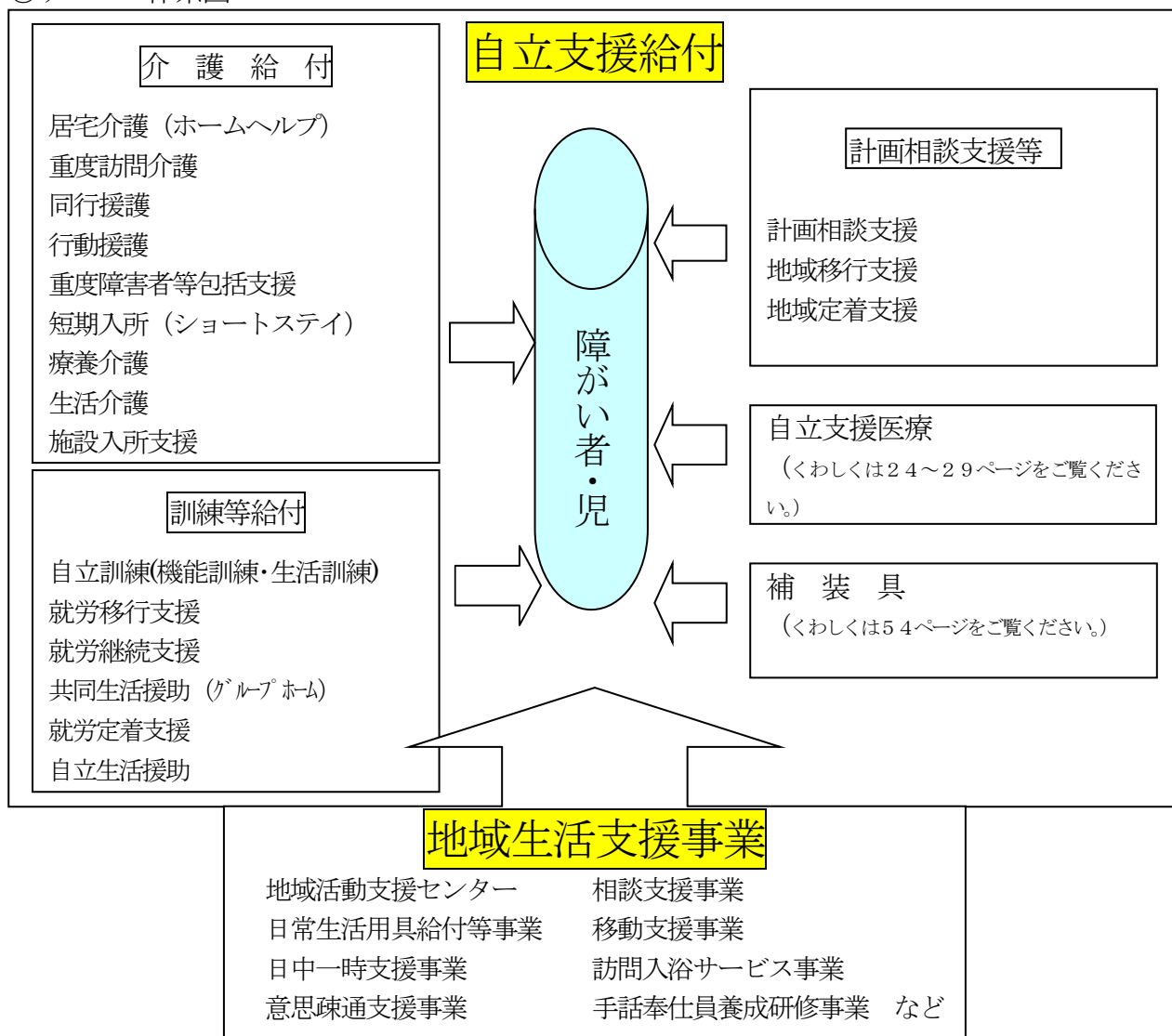
#### 【1】障害者総合支援法の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）により、障がいの種別や年齢にかかわらず、サービス利用のしくみが一元化されました。サービスは、下の体系図のように、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられ、障がいのある方への地域生活をサポートします。なお、年齢により介護保険によるサービスが優先となります。

**【対象者】** 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者（原則）  
\*難病患者の方で手帳を持っていない場合でも、診断書若しくは特定医療費（指定難病）受給者証があれば、障がいの程度によってサービスを受けられる場合があります。（疾患名は89～90ページ参照）

**【個人負担】** 費用の1割  
（市町村民税非課税世帯は、療養介護医療・障害児施設医療を除き、個人負担が免除されます。）

#### ◎サービス体系図



6  
障害者総合支援法  
に基づくサービス

## 【2】障害福祉サービスの内容

サービスには、在宅で訪問を受けたり、施設（事業所）通所したりするなど利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。利用希望のサービスが「介護給付」の場合は、次ページの障害支援区分が必要になります。（ただし、障がい児は除きます。）

### ◎訪問系サービス

給付の種類	サービス名称	内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の手伝いをします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者に、ヘルパーが自宅の日常生活や外出の手伝いをします。
	同行援護	視覚障がい者の、移動の援護や移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）等の外出支援を行います。
	行動援護	重度の知的障がい者等が行動（外出）するときに、ヘルパーが支援します。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が、居宅介護等複数のサービスを包括的に使えます。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所することができます。
訓練等給付	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般企業に移行した者が職場定着のための支援を受けることができます。
	自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごとなどに対して必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

### ◎日中活動系サービス

給付の種類	サービス名称	内 容
介護給付	療養介護	重度の障がい者等が医療機関で療養上の管理、看護、日常生活の手伝いを受けることができます。
	生活介護	常に介護を必要とする人が、施設で日中活動の支援を受けることができます。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	一定の期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けることができます。
	就労移行支援	一般企業等へ就労するための訓練を受けることができます。
	就労継続支援	一般企業での就労困難者が、知識や能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。

### ◎居住系サービス

給付の種類	サービス名称	内 容
介護給付	施設入所支援	日常生活の手伝いを受けながら施設で暮らすことができます。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、日常生活の手伝いを受けることができます。

## ◎計画相談支援等

給付の種類	サービス名称	内 容
計画相談支援等	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する方の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス等の計画を作成します。また当該計画が適切であるかモニタリングを実施します。
	地域移行支援	障がい者支援施設に入所している方、又は、精神科病院に入院している方の住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

### 【3】申請から支給決定までのながれ

障害福祉サービスのうち、利用希望サービスの給付の種類が「介護給付」の場合は、障害支援区分が必要になります。障害支援区分とは、「介護給付」の必要度を明らかにするために、障がい者（障がい児は除きます。）の心身の状態等を総合的に表す区分で、区分1から区分6までの6区分があります。（数字が大きいほど必要度が高くなります。）「訓練等給付」を希望の場合は、障害支援区分の認定は必要ありません。

6  
に  
基  
づ  
く  
サ  
ー  
ビ  
ス  
に  
障  
害  
者  
総  
合  
支  
援  
法

#### ●申請に必要なもの

＜窓口にあるもの＞

- ・介護給付費・訓練等給付費支給申請書
- ・世帯状況・収入等申告書
- ・主治医及び訪問調査に関する申出書

＜持参していただくもの＞

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証  
または精神に障がいがあることがわかる診断書（ICD-10 コードの記載されたもの）
- ・診断書若しくは指定難病（特定医療費）受給証（難病の方のみ）  
のうち、いずれか1つ
- ・障害福祉サービス受給者証（持っている方のみ）
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの

# サービス利用までの流れ

市役所 福祉課 ⑩窓口

1 サービス利用申請

相談支援事業所

2 相談支援事業所と契約

3 アセスメント

4 サービス等利用計画案作成

市役所 福祉課 ⑩窓口

5 書類を提出

サービスを提供する事業所

6 契約

アセスメント

7 サービス利用開始

継続的なサービス利用

1 サービス利用の申請をします。

〔持参するもの ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの  
・障害者手帳など（詳しくはp.42をご覧ください）〕  
希望する相談支援事業所でサービス利用計画を立ててもらうための書類をお渡しします。

2 1で受け取った書類を持参し、相談支援事業所と契約をします。

3 ご本人の日常生活の様子を聞きながら、どのようなサービスが必要なのかを一緒に考えます。

4 サービス利用計画案を作成します。

・障害支援区分認定調査（18歳以上の場合）

本市が委託した調査員が訪問し、ご本人に日常生活の様子をお聞きし、どの程度支援が必要か調査します。

・障害支援区分認定審査会

（18歳以上かつ介護給付を利用する場合）

上記調査・主治医意見書の情報を元に、障害支援区分（区分1～6）の審査を行います。

5 申請者が次の書類を福祉課に提出します。

・相談支援事業所が作成したサービス利用計画案

・計画相談支援給付費・相談支援給付費支給申請書

福祉課が福祉サービスの支給量やモニタリングの期間を決定します。

ご本人に決定通知、障害福祉サービス受給者証を交付します。

本市から相談支援事業所に決定内容を報告します。

相談支援事業所がサービス利用計画をご本人に交付します。

6 サービスを受けようとする事業所とサービス利用の契約をします。

〔持参するもの ・決定通知書  
・障害福祉サービス受給者証〕

7 サービス利用計画をもとに、ご本人と面談し、サービスの利用を開始します。

相談支援事業所がモニタリングを実施

サービス開始後おおむね6か月（決定により異なる）ごとに、サービス利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

6 障害者総合支援法  
に基づくサービス

#### 【4】サービス利用に係る利用者負担

利用者負担については、原則1割の定率負担となっていますが、世帯の所得に応じた月額の上限額が設定されます。よって、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はありません。なお、食費や光熱水費は、原則として実費負担となります。

所得を判断する世帯の範囲、月額負担上限負担額は次のとおりです。

##### 【世帯の範囲】

種 別	世帯の範囲
障がい者（18歳以上） （施設入所する18歳，19歳を除く）	障がい者とその配偶者
障がい児（18歳未満） （施設入所する18歳，19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

##### 【利用者負担額】（療養介護医療，障害児施設医療は除く。）

所得区分		負担上限月額
生活保護受給世帯		0円
低所得（市町村民税非課税世帯）		
一般1	居宅で生活する障がい児（加齢児を除く。）で市町村民税所得割額28万円未満の世帯	4,600円
	・居宅で生活する障がい者（加齢児を含む。）で市町村民税所得割額16万円未満の世帯 ・20歳未満の施設入所者で市町村民税所得割額28万円未満の世帯 ※入所施設利用者（20歳以上），グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で「一般1」以外の世帯	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

●療養介護医療，障害児施設医療に係る市町村民税非課税世帯の利用者負担は、次のとおりです。

低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用する障がい者または障がい児の保護者の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で、低所得1に該当しない方	24,600円

なお、定率負担，実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮したいくつかの軽減措置があります。（経過的な措置がありますので、くわしくはお尋ねください。）

●主な軽減措置の一覧

入所施設利用者 (20歳以上)	通所施設利用者 (就労継続支援など)	ホームヘルプ利用者 (居宅介護)
月 額 の 負 担 上 限 額 設 定		
食費負担の軽減 (食費のうち人件費相当分を支給)	食費負担の軽減 (食費のうち人件費相当分を支給)	/
高 額 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 費 (世帯全体の負担が重くならないよう配慮)		

【5】 総社市内の指定サービス事業所一覧 (令和6年4月現在, 順不同)

事業所名称	住所	電話番号 (0866)	サービス種類
総社市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	中央一丁目 1-3	92-8560	居宅介護, 重度訪問介護 同行援護, 相談支援
サンキ・ウエルビー介護センター総社	駅前二丁目 7-108 幸運ビル 1 F	90-2501	居宅介護, 重度訪問介護 同行援護
総社市山手福祉センター 障害福祉サービス事業所	地頭片山 150	90-0200	居宅介護, 重度訪問介護
ヘルパーステーション いずみ	中央二丁目 2-17	95-2121	居宅介護, 重度訪問介護
ヘルパーステーション『ビタミンII』	下林 1287-1	90-0907	居宅介護, 重度訪問介護 行動援護, 同行援護
ニチイケアセンター総社	駅前二丁目 10-16 ベルメゾン 101 号室	90-3401	居宅介護, 重度訪問介護 同行援護
キープきずなヘルパーステーション	中央二丁目 5-115	080-1908- 2600	居宅介護
陽よりヘルパーステーション	美袋 1340-1	99-1641	居宅介護, 重度訪問介護 行動援護
ショートステイ セレーノ総社	久代 5127	96-0700	短期入所
のぞみ	井手 1004-2	31-7158	就労継続支援 (A型) 就労定着支援
グリーンファーム	井尻野 900-2	92-4600	就労継続支援 (A型)
アグリ.エカロー・星	総社二丁目 17-22	95-2170	就労継続支援 (A型)
UMEC ドリーム	中央六丁目 3-105	31-7246	就労継続支援 (A型) 就労定着支援

事業所名称	住所	電話番号 (0866)	サービス種類
ジョブサポートクローバー	総社二丁目 22-3	31-7860	就労継続支援 (A型)
ワンピース総社	井手 1134-2	31-8150	就労継続支援 (A型)
ワークセンターそうじゃ	門田 713-1	92-3493	就労継続支援 (B型)
わくわくハンド・ベル	真壁 399	94-9091	就労継続支援 (B型)
サポートセンター はるかぜ	久代 4598-1	96-2992	就労継続支援 (B型)
住倉総社作業所	三須 1127-1	94-4700/ 086-698-7332	就労継続支援 (B型) 生活介護
ファインピープル あゆみ	中央四丁目 16-102	94-0212/ 31-7660	就労継続支援 (B型)
がじゅまる	中央二丁目 9-33	94-3507	就労継続支援 (B型)
まーる	門田 294-4	95-2285	就労継続支援 (B型)
多機能型事業所 みぞくち	溝口 119	94-3131	就労継続支援 (B型) 生活介護
やさい畑 クムレ	岡谷 175	95-2266	就労継続支援 (B型)
かけはし	真壁 181-2 コーポ吉本E棟 東・西号室	95-2038	就労継続支援 (B型)
総社中央作業所 あっぷ	中央六丁目 3-104	31-6562	就労継続支援 (B型)
こもれびの里	井手 974-5	050-8884-6822	就労継続支援 (B型)
吉備路学園	小寺 1553-1	92-6580	施設入所支援, 短期入所 生活介護
インフィニティ	中央五丁目 9-102	31-5701	生活介護
グループホーム今日も元気 1号棟	中央三丁目 11-106	31-7232	共同生活援助
グループホーム今日も元気 2号棟	中央三丁目 11-106	31-7232	共同生活援助
グループホーム井手I	井手 1044-7	92-5300	共同生活援助
グループホーム井手II	井手 895-5	92-6900	共同生活援助

事業所名称	住所	電話番号 (0866)	サービス種類
グループホーム井手Ⅲ	井手 1014-1 103 号室	92-6580	共同生活援助
グループホーム井手Ⅳ	井手 1014-1 105 号室	95-2081	共同生活援助
グループホーム中央Ⅰ	中央三丁目 5-108	92-6580	共同生活援助
グループホーム中央Ⅱ	中央三丁目 5-107	92-6580	共同生活援助
グループホーム真壁Ⅰ	真壁 1104-1	92-6580	共同生活援助
そうじゃ晴々	南溝手 421-1	94-4333	共同生活援助 就労継続支援（B型） 生活介護，相談支援
グループホーム事業所『ももぞの』	岡山市北区足守 1685-1 ヴァイ山本 101 号室	086-295-0632	共同生活援助
仮谷ホームⅠ	井手 574-1	086-295-0632	共同生活援助
仮谷ホームⅡ	井手 574-1	086-295-0632	共同生活援助
プリっといこう家	中央四丁目 18-112	086-295-0632	共同生活援助
モンディ 2018	門田 342-20	086-295-0632	共同生活援助
グループホーム ありか	真壁 1424-23	080-3172-3900	共同生活援助
日中サービス支援型共同生活援助 吉備路	三須 1225-1	95-2345	共同生活援助、短期入所
共同生活支援事業 小牧の里	中央三丁目 11-106	31-7232	共同生活援助
グループホーム ドリーム	中央六丁目 3-105	31-3018	共同生活援助
フォーエヴァー総社	中央三丁目 4-104- 101	31-8650	共同生活援助
総社市社会福祉協議会 相談支援センター	中央一丁目 1-3	92-8559	相談支援
相談支援事業所『あみーたⅡ』	下林 1287-1	90-0907	相談支援，地域移行支援 地域定着支援
愛の実相談支援センター	黒尾 632	37-5579	相談支援



事業所名称	住所	電話番号 (0866)	サービス種類
相談支援事業所 プラン (休止中)	駅南一丁目 21-20	31-7177	相談支援
指定特定相談支援事業所 あゆみ (休止中)	中央六丁目 6-101	31-7660	相談支援
相談支援事業所 サポート吉備路	井手 1044-7	31-5033	相談支援
相談支援事業 M.p	井手 366-4 エトアル	92-0086	相談支援
特定・障害児相談支援事業所らぼーる	小寺 365	92-2384	相談支援

- 市外の事業所を利用することもできます。くわしくは、独立行政法人福祉医療機構が運営するワムネットの障害福祉サービス等情報検索をご覧ください。

アドレス	<a href="http://www.wam.go.jp/">http://www.wam.go.jp/</a>
------	---